

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４５８））
2. 日時：平成２９年１０月２６日 １０時１０分～１２時１０分
3. 場所：原子力規制庁 ９階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、西崎管理官補佐、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他４名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 工事資金の多くを借入金で確保しているが、現在の事業者を取りまく状況から、本申請に伴う工事費用の確保には第三者による債務保証が必要となる可能性が高いと認識している。以前から再三指摘しているように、工事資金確保の具体的な根拠に基づく見通しを提示すること。
- 工事費用との関係に関し、電力他社との自己資本比較について、比率に加え金額で整理して提示すること。
- 平成３３年以降に見込んでいる原価償却費の年変動の理由について、考え方を整理して提示すること。
- 工事費用の積み上げについて、どのように不確かさを見込んでいるのか考え方を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第２号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について
- ・ 東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書（平成２０年１２月２４日）